

※無断での転載を固く禁じます。

嶽麓書院所藏簡《秦律令（壹）》譯注稿 その（三）〔暫定版〕

「秦代出土文字史料の研究」班

古勝隆一・佐藤達郎

鷹取祐司・安永知晃

凡例

・本譯注稿は『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（上海世紀出版股份有限公司・上海辭書出版社、二〇一五、以下、「嶽麓〔肆〕」と略稱）第二組の一部（169～197簡）の譯注である。

なお、今回「秦代出土文字史料の研究」班ホームページに発表するのは、既讀分について學界の評価を受けるための暫定版である。定稿は、さらに讀み進んだ部分と併せて、來年度の『東方學報』第95冊に掲載豫定である。

・釋文

原則として嶽麓〔肆〕の釋文・配列に従いつつ、圖版に據り訂正すべき釋字は改めた。嶽麓〔肆〕の釋文は重文符號の附された文字について、同じ文字を繰り返すかたち改めであるが、本譯注稿では「〃」という記號により重文符號を示した。文中に書き込まれた鈎型の符號も、「┌」という記號で示してある。複数の簡から成る條文においても、釋文は簡ごとに區切り、各簡の末尾に整理番號、さらに括弧に入れて原簡番號を記した。

その他、釋文中の記號の用法は基本的に前掲書のそれと同じである。

☐：簡の斷裂、ただし文字が缺けていないときには用いない。

□：一字不明。

…：字跡ならびに文字數不明。

☐字：斷片的な墨跡から判讀した文字。

【】：墨跡は見えないが内容から補った文字。

（）：通假字。

〈〉：誤字。

・注

注釋のなかで、張家山漢簡「二年律令」の條文が參考になる場合は、次の譯注を「二年律令譯注」と呼んでその所說を紹介した。關連史料について、同譯注の參照を指示した箇所もある。

富谷至（編）『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店、二〇〇六）

また注に挙げた用例・參考史料のうち、出土文字史料の出典・引用略號については左記

の通り。

睡虎地秦簡：「睡虎地秦簡」の名は省略し、「編年記」「秦律十八種」「效律」「秦律雜抄」「法律答問」「封診式」「日書甲種」という各グループの呼稱のみを挙げ、簡番號を附した。簡番號は『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇）に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

龍崗秦簡：『龍崗秦簡』（中華書局、二〇〇一）の簡番號に據った。また釋文の一部を『秦簡牘合集』（武漢大學出版社、二〇一四）に據り改めた。

里耶秦簡：第五・六・八・九層出土簡は『里耶秦簡』〔壹〕（文物出版社、二〇一二）、同〔貳〕（二〇一七）の釋文、簡番號に據りつつ、一部を『里耶秦簡牘校釋』〔第一卷〕（武漢大學出版社、二〇一二）、同〔第二卷〕（武漢大學出版社、二〇一八）に據り改めた。それ以外の出土簡は『湖南出土簡牘選編』（嶽麓書社、二〇一三）に據った。

嶽麓書院所藏簡：『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社、二〇一〇）は「嶽麓〔壹〕」とし、同書が使用する整理番號を附した。『嶽麓書院藏秦簡（貳）』以下も同様である。

張家山漢簡：「張家山漢簡」の名は省略し、「二年律令」「奏讞書」という呼稱のみを挙げた。釋文は『張家山漢墓竹簡〔二四七號墓〕』（文物出版社、二〇〇一）と『二年律令與奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）とを併せて参照した。「奏讞書」については簡番號と共に案例番號も附記した。

居延漢簡：居延舊簡については『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）の簡番號を挙げ、出土地等は省略した。居延新簡は『居延新簡 甲渠候官與第四燧』（文物出版社、一九九〇）の簡番號（EPT～、EPF～、等）を挙げた。

懸泉置漢簡：『敦煌懸泉漢簡釋粹』（上海古籍出版社、二〇〇一）等で示されている原簡番號を挙げ、かつ同書が便宜的に與えた編號を「粹～」というかたちで附記した。

《一六九～一七〇》

●内史襍律^①曰、芻稟廩^②・倉・庫・實官^③・積^④、垣高毋下丈四尺、瓦牆（牆）^⑤。財（裁）^⑥爲候^⑦、晦令人宿、候二人、備火^⑧。財（裁）爲□ 169（1413）

□水。官中^⑨不可爲池者、財（裁）爲池官旁。 170（1297）

【譯】

内史襍律。芻稟の廩・倉・庫・その他の實官・穀物貯藏場所は、垣の高さが一丈四尺を下回ってはならず、垣に瓦を施す。適宜見張り臺を作り、夜は人に宿直させ、見張り臺ごとに二人、火に備えさせる。適宜…を作り…、水を…。官署の敷地内で池を作ることが出来ない場合は、適宜池を官署の近くに作る。

【注】

①内史律：内史に關わる各種の律。秦律十八種にも律名として見える。嶽麓簡には「内史戸曹令」などもある。

縣各告都官在其縣者、寫其官之用律。 内史雜（秦律十八種 186）

都官歲上出器求補者數、上會九月内史。【内史】雜（秦律十八種 187）

有事請毆（也）、必以書、毋口請、毋二 [糸羈一革]（羈）請。 内史雜（秦律十八種 188）

官嗇夫免、□□□□□□其官亟置嗇夫。過二月弗置嗇夫、令・丞爲不從令。 内史雜（秦律十八種 189）

除佐必當壯以上、毋除士五（伍）新傅。苑嗇夫不存、縣爲置守、如廩律。 内史雜（秦律十八種 190）

令赦史毋從事官府。非史子毆（也）、毋敢學學室、犯令者有臯（罪）。 内史雜（秦律十八種 191）

下吏能書者、毋敢從史之事。 内史雜（秦律十八種 192）

侯（候）・司寇及羣下吏毋敢爲官府佐・吏及禁苑憲盜。 内史雜（秦律十八種 193）

②芻稟廡：芻稟を保存する倉。芻稟の出入を記す廡籍は、内史が管理している。

芻稿積爲廡也。〔『漢書』天文志 如淳注〕

入禾稼・芻稟、輒爲廡籍、上内史。●芻稟各萬石一積、咸陽二萬一積、其出入・増積及效如禾。 倉（秦律十八種 28）

有實官高其垣牆。它垣屬焉者、獨高其置芻廡及倉茅蓋者。令人勿斡（近）舍。非其官人毆（也）、毋敢舍焉。善宿衛、閉門輒靡其旁火、慎守唯敬（敬）。有不從令而亡・有敗・失火、官吏有重臯（罪）、大嗇夫・丞任之。 内（秦律十八種 195～196）

③實官：穀物などの財物管理を擔當する官署の総稱。「有實官」ともいう。

其君子尊仁畏義、恥費輕實。〔鄭注、實、謂財貨也。〕〔『禮記』表記〕

●内史律曰、黔首室・侍（寺）舍有與廡・倉・庫・實官補屬者、絶之、毋下六丈。它垣屬焉者、獨高其侍、不從律者、貲二甲。（嶽麓〔肆〕 175～176）

有實官縣料者、各有衡石贏（累）、斗甬（桶）、期二 [足久中又]。計其官、毋段（假）百姓。不用者、正之如用者。 内史雜（秦律十八種 194）

④積：穀物貯藏場所。二年律令や典籍史料に用例のある「積聚」と同じ。

遺人掌邦之委積、以待施惠。〔鄭注、少曰委、多曰積。〕〔『周禮』地官・遺人〕

賊燔城・官府及縣官積聚（聚）、棄市。賊燔寺舍、民室屋廡舍、積聚（聚）、黔爲城旦舂。

其失火延燔之、罰金四兩、責（債）所燔。郷部・官嗇夫・吏主者弗得、罰金各二兩。（二年律令 4～5）

漢王聽其計、使盧綰・劉賈將卒二萬人、騎數百、渡白馬津入楚地、佐彭越燒楚積聚、…[師古曰、所畜軍糧芻藁之屬也。]（『漢書』高帝紀上）

- ⑤瓦牆：垣に瓦を施す。「瓦牆」の用例は見あたらないが、「瓦牆」の前は垣の高さの規定、後は見張り臺の規定がそれぞれで完結しているため、この二字を一文として讀まざるを得ない。その上で「瓦」を動詞とし、「牆を瓦とす」と讀んだ。具體的には（１）垣根を瓦で作る、ないしは（２）垣根の上部を瓦で覆うことだろう。『説文』の「垣蔽」が垣の上部の覆いであるなら、（２）である可能性が高い。いずれにせよ牆の耐久力増強を目的とするものであろう。

垣、牆也。（『詩經』大雅・板 毛傳）

牆、垣蔽也。（『説文解字』五篇下）

大曆中、修含元殿、有一人投狀請瓦、且言瓦工惟我所能、祖父已嘗瓦此殿矣。（『酉陽雜俎』草篇）

- ⑥財（裁）：「財」は「裁」に通じ、裁量する、はかるの意。「適宜」と譯した。

臣錯愚陋、昧死上狂言、唯陛下財擇。[師古曰、財與裁同也。]（『漢書』鼂錯傳）

及至亂主、取民則不裁其力[裁、度]、求於下則不量其積、…。（『淮南子』主術訓）

其故徼縣道各令、令守城邑害所、豫先分善署之、財（裁）爲置將吏而皆令先智（知）所主。（嶽麓〔肆〕178～179）

其可爲傳者、爲傳、財（裁）期之蜀、毋故、令蜀□黔首戍。（嶽麓〔肆〕376）

- ⑦候：見張り臺。「埃」に同じ。

……□去守五里直（置）候、令相見也。高則方之、下則員（圓）之。夜則舉鼓、晝則舉旗。（銀雀山漢墓竹簡・孫臏兵法 299）

□午日下舖時、受居延蓬一通。夜食時、埃上苜火一通。…（居延新簡 332・13）

- ⑧備火：火事に備える。

里中備火。（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」2）

- ⑨官中：整理小組は「宮中」と釋すが、陳偉「嶽麓秦簡肆校商（貳）」は「官中」とする。圖版を見ると、169簡「實官」の「官」と酷似しており、「官」と釋すべきである。後文も「官旁」に改める。

【解説】

まぐさや穀物の貯藏場所・武器庫といった施設では、周りの垣の高さや構造に指定があり、

一定の高さがあることが求められた。また、それらの施設には候、すなわち見張り臺が設置され、夜間には二名がそこに宿直し、火事に備えた。それに続く部分には釋讀できない字があり、分かりにくいのが、防火用の「池」の設置についての規定であろう。このように大意はつかめるが、「實官」や「積」の理解、「瓦」の用法等にはなお疑念が残る。嶽麓〔肆〕175～176、ならびに注②に引いた秦律十八種 195～196 も實官の周壁について規定したもので、本条文と関連する。

《一七一～一七二》

●内史襍律^①曰、諸官縣料者^②各有衡石贏（累）^③・斗甬（桶）^④、期足^⑤。計其官、毋段（假）黔首。不用者、平之如用者^⑥。以鐵午 171（1296）

二〔門同一〕（肩）甬（桶）口^⑦、皆壹用方二（概）^⑧。〃毋得用槩及圓二（概）^⑨。 172（1237）

【譯】

内史襍律。重量・容量を計る諸官はそれぞれ衡石の累・斗桶を備え、必ず充足させておく。その官府において計り、黔首に貸し出してはならない。用いない計量器も、用いるものと同じように正確さを点検する。鐵で桶口を十字状にしめ、いずれももつばら方概を用いる。升かきするにあたっては槩および圓概を用いることはできない。

【注】

①内史襍律：本条文の前半部分は、秦律十八種にほぼ同内容のものがある。

有實官縣料者、各有衡石贏（累）、斗甬（桶）、期二〔足久中又〕。計其官、毋段（假）百姓。不用者、正之如用者。 内史雜律（秦律十八種 194）

②諸官縣料者：整理小組は「者」を釋さない。「諸官」は秦律十八種 194 では「有實官」に作る。「縣料」は重量・容量を計ること。163～164 簡注②参照。

③衡石贏（累）：「衡石」は重さを量る計量器の総稱。「贏」は「累」に通じ、分銅のこと。こうした計量器具が正確でない場合の罰則規定も見える。

日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗甬、正權概。〔鄭注、因晝夜等、而平當平也。同・角・正、皆謂平之也。丈尺曰度、斗斛曰量、三十斤曰鈞、稱上曰衡、百二十斤曰石、甬今斛也。稱錘曰權、概、平斗斛者。〕（『禮記』月令）

日夜分、則同度量、鈞衡石、角斗桶、正權概。〔高注、度、尺丈也。量、甬鐘也。鈞、銓。衡石、稱也。石、百三十斤。角、平。斗桶、量器也。稱錘曰權。概、平斗斛者、令鈞等也。〕

（『呂氏春秋』仲春紀）

衡石權贏（累）。（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」84）

衡石不正、十六兩以上、貲官嗇夫一甲、不盈十六兩到八兩、貲一盾。甬（桶）不正、二升以上、貲一甲、不盈二升到一升、貲一盾。（效律 3~4）

縣及工室聽官爲正衡石贏（累）・斗甬（桶）・升、毋過歲壺（壹）。有工者勿爲正。段（假）試即正。工律（秦律十八種 100）

官累、重斤十兩。（羅振玉『貞松堂集古遺文』卷一三「斤十兩官累」銘文）

④斗桶：容積を量る升の総稱。前注も参照のこと。

芻稟積五歲以上者以貸、黔首欲貸者、到收芻稟時而責（債）之、黔首莫欲貸、貸而弗能索（索）者、以黔首入租貸芻【稟】□□□□□賣、毋（無）衡石斗甬（桶）以縣米、令里□□者、□□□□□（嶽麓〔肆〕 386~387）

⑤期足：必ず充足させる。109~110 簡注④参照。

⑥平之如用者：秦律十八種では「平」を「正」に作る。いずれも計量器をチェックし、その正確さを保つことを意味する。注③に引いた『禮記』なども参照のこと。

⑦以鐵午肩桶口：鐵で桶口を十字状にしめて不正を防ぐこと。整理小組は「午」を「杵」に通假させ、杵のような形状をした鐵器と解釋するが、意味が通らない。唐令には、升の改變を防ぐため、升の縁に鐵を施すという規定があり、この箇所も類似する内容かと疑われる。「午」は十字状であることを意味し、「肩」は整理小組によれば「籬」に近い意味である。おそらく桶等の縁に鐵を十字状に施し、斗桶の大きさを改變することができないようにする規定であろう。

度尺而午。〔鄭注、一從一橫曰午。〕（『儀禮』大射）

諸量函、所在官造、大者五斛、中者三斛、小者一斛、以鐵爲縁、勘平印書、然後給用。（『唐令拾遺』倉庫令）

⑧概：斗斛を平らにする升かき。方概と圓概は、棒の斷面が四角いものと丸いものか。また、平らかにする動作のことも言う。注③に引いた『禮記』『呂氏春秋』も参照のこと。

槩而不稅。〔鄭司農云、令百姓得以量而不租稅。〕（『周禮』考工記・桌氏）

本起於黃鐘之龠、用度數審其容、以子穀秬黍中者千有二百實其龠、以井水準其槩。〔孟康曰、槩欲其直、故以水平之。井水清、清則平也。師古曰、槩所以槩平斗斛之上者也。〕（『漢書』律曆志）

釜鼓滿則人概之、人滿則天概之、故先王不滿也。（『管子』樞言）

⑨概母得用槃及圓概：平らかにするにあたって槃・圓概を使ってはいけない。整理小組は前句の、「方概」の二字に重文符號が付されていたはずであるとするが、圖版では「概」の下にしか見えない。また整理小組は「…方概、方概母得、…」と句斷し、「方概がなければ…」の意に解釋しているようだが、嶽麓簡では「母得」は「…することはできない」という禁止の意味で使われる。以上により釋文と句讀を改めた。「槃」は水を受ける器。時に斗桶の代わりに用いられたのであろう。

道官亦令母得從親它縣道官。(嶽麓〔肆〕32)

□□□罪而與郡縣道及告子居隴西縣道及郡縣道者、皆母得來之中縣道官。(嶽麓〔肆〕93)
進盥、少者奉槃、長者奉水、請沃盥、盥卒、授巾。〔鄭注、槃、承盥水者。〕(『禮記』内則)
ただし別案として、「概」に付される重文符號は衍字であるという意見も出た。文の區切りを示すL字を書くべきところを、誤って重文符號を書いてしまったという可能性は十分考えられる。

【解説】

度量衡器の管理と使用方法についての規定。租税の徴収にも用いられる度量衡器は、正確な大きさのものが、十分な数だけ官府に備え付けられることになっており、それを一般民に貸し出すことは禁じられていた。大きさの改變などを防ぐためだろう。また、豫備として置かれている、通常は使用しない度量衡器についても嚴密な管理が求められた。

續く「以鐵～桶口」の部分の解釋が難しいが、とりあえず注⑦に述べたように理解した。

さらに升かきの使用方法が規定され、もっぱら方概が用いられるべきで、升の代わりに槃を、方概の代わりに圓概を用いてはならないとされる。圓概が禁じられる理由ははっきりしない。注⑧所引の『漢書』律曆志が述べるとおり、概が曲がってはいは正確な計量ができないので、まっすぐであることが水を用いて確認された。想像するに、斷面が丸い圓概よりも四角の方概の方が、平らなところにおいて曲がっていないことを確認しやすく、また使用する際に升かきが回轉しないので、きちんと水平にすり切ることができたのかもしれない。

《一七三～一七四》

●田律曰、毋令租者^①自收入^②租^③、資^④者不給^⑤、令它官吏助之。不如令、官嗇夫・吏貲各二甲、丞・令・史弗得 173 (1224)

及入租資不給、不令它官吏助之、貲各一甲。 174 (J45)

【譯】

田律。租を取り立てる者に自ら租を徴収して納入させてはならない。租や借り受けた穀物を納入する者が足りなければ、他の官署の吏にこれを助けさせる。令のとおりにしなれば、官

嗇夫・吏はそれぞれ貲二甲、丞・令・令史が察知できなければ、および租や借り受けた穀物を納入する者が足りないとき、他の官署の吏にこれを助けさせなければ、それぞれ貲一甲。

【注】

①租者：租を取り立てる者。租の徴収を擔當する官吏。

租者・監者詐（詐）受所租・所【監】□□□□（龍崗秦簡 144A）

天下民貲不滿二萬、及被災之郡不滿十萬、勿租稅。（『漢書』平帝紀）

②自收入租：徴収した租を自分で倉などの保管場所に納入すること。後文に「入租」が続くことからして、「收入」で熟すのではなく、「收」と「入」で別々の動作を指しているのだろう。租を「徴収し、入れる」と解釋した所以である。典籍史料での「收入」の用例も、「取り立てて國庫（官府）に入れる」の意である。

齊王遁而走莒、僅以身免、珠玉財宝車甲珍器盡收入于燕。（『史記』樂毅列傳）

上書請、大者至族、小者乃死、家盡沒入償臧。[師古曰、以臧致罪者、既沒入之、又令出倍臧、或收入官、或還其主也。]（『漢書』王溫舒傳）

③貸：官から貸與された穀物。嶽麓〔肆〕に據ると、民は希望すれば穀物を借り受けることができ、租を納めるときにそれを併せて返済することになっており、これと関連する。

芻藁積五歲以上者以貸、黔首欲貸者、到收芻藁時而責（債）之、黔首莫欲貸、貸而弗能索（索）者、以黔首入租貸芻【藁】□□□□賣、毋（無）衡石斗甬（桶）以縣米、令里□□者、□□□□□□（嶽麓〔肆〕 386～387）

④不給：足りない。ここでは保管場所に穀物を入れるための人員が足りないことを指す。

人君不理、則畜賈游於市、乘民之不給、百倍其本矣。[師古曰、給、足也。]（『漢書』食貨志下）

⑤弗得：察知できない。

有(又)且課縣官、獨多犯令而令・丞弗得者、以令・丞聞。以次傳、別書江陵布、以郵行。（語書 1～8）

【解説】

租を取り立てた者が、徴収した租を保管場所に直接納入することは禁じられていた。租を取り立てる者と倉などに搬入する者とを分けることで、徴収した租の一部を着服するような不正を防ごうとしたのだろう。搬入する人員が足りない場合にも、徴収した役人以外の、他の官署の吏に補助させた。

本條の後半部分は、「令の如くしなければ、官畜夫・吏は…、丞・令・令史は…」とすれば済むものを、「人員が足りないとき他の官署の吏にこれを助けさせなければ」という部分が取れて繰り返され、いささか不自然な文章となっている。173 簡と 174 簡の間に缺簡のあることを、むしろ想定すべきなのかもしれない。

《一七五～一七六》

●内史襍律曰、黔首室^①・侍（寺）舍^②有與廡・倉・庫・實官補屬^③者、絶之^④、毋下六丈。它垣屬焉者、獨高其侍^⑤。不 175 (1266)

從律者、貲二甲。 176 (1274)

【譯】

内史襍律。黔首の住宅・役人の宿舎が廡・倉・庫・實官と連なっている場合、これを切り離し、その距離が六丈を下回ってはならない。他の垣がこれと連なっている場合は、ただその周壁のみを高くする。律に従わなければ、貲二甲。

【注】

①黔首室：黔首の住む住居か。54 簡注⑤の「人室」も参照のこと。

河決曹・衛之域、其南北不過百八十里者、可空此地、勿以爲官亭民室而已。（『漢書』溝洫志）

②寺舍：役人の宿舎。

賊燔城・官府及縣官積聚（聚）、棄市。賊燔寺舍、民室廡廬舍、積聚（聚）、黥爲城旦舂。其失火延燔之、罰金四兩、責（債）所燔。鄉部・官畜夫・吏主者弗得、罰金各二兩。（二年律令 4～5）

③補屬：整理小組は「補」を相連なる、「屬」を連接するの意とする。だが「補」にはそうした意味はなく、正確な語義は不詳である。

有實官高其垣牆。它垣屬焉者、獨高其置芻廡及倉茅蓋者。令人勿紆（近）舍。非其官人毆（也）、毋敢舍焉。善宿衛、閉門輒靡其旁火、慎守唯敬（傲）。有不從令而亡・有敗・失火、官吏有重罪、大畜夫・丞任之。 内（秦律十八種 195～196）

④絶之：住宅や官舎と倉等とを切り離して、距離をとるようにすること。

⑤侍：整理小組は注③に引いた秦律十八種 195～196 に據り、「侍」を「置」の假借とする。だが秦律十八種は「置芻廡」と續き、それを「侍」と省略するとは考えにくい。何を「置く」

のかも不明。「侍」と「置」の通假とするのには無理がある。他の何らかの字に通ずると考えられ、會讀の席上では可能性の一つとして「時」が挙げられた。「時」は「埒」に通じ、垣根や圍いを意味する。

櫟陽雨金、秦獻公自以爲得金瑞、故作畦時櫟陽而祀白帝。[索隱、三蒼云、時、埒也。] (『史記』封禪書)

【解説】

前半部分は、廡などの物資貯蔵施設が住宅や官舎と繋がっている場合、両者の間に間隔をあけることを規定する。その距離は六丈以上とされ、文字の間違いでなければ一〇メートル以上も離されたことになる。後半部分は、廡などが他の建物の周壁と接している場合の規定。注⑤で述べたとおり、「その侍を高くする」とは「垣根を高くする」ことであり、建物の間隔を空けるのではなく、周壁を高くすることで貯蔵施設への侵入を防ごうとしたものと解釈した。だがこの解釈では「垣」がなぜ「侍」と言い換えられるのかが不明である。

《一七七～一八〇》

●奔敬（警）律^①曰、先鄰^②黔首當奔敬（警）者、爲五寸符^③、人一、右在^④、左在黔首^⑤、黔首佩之節（即）^⑥奔敬（警）」。諸挾符者、皆奔敬（警）故 177(1252)

徼外盜^⑦徼所^⑧、合符焉、以譟（僎）伍之^⑨。黔首老弱及瘡（癰）病^⑩、不可令奔敬（警）者、牒書署^⑪其故、勿予符。其故徼縣道 178(1253)

各令^⑫守城邑害所^⑬、豫先分善署之^⑭、財（裁）^⑮爲置將吏^⑯而皆令先智（知）所主^⑰。節（即）奔敬（警）、各亟走所主^⑱、將吏善辦治 179(1369)

之。老弱瘡（癰）病不足以守^⑲、豫遺重卒^⑳、期足^㉑以益守、令先智（知）所主。180(1383)

【譯】

奔警律。まず奔警の任に当たる黔首を選んでおき、五寸の長さの符を作ること、人ごとに一つとし、右半は…に置き、左半は黔首のもとに置き、黔首はそれを身に帯びて奔警の任に就く。およそ符を携帯する者は、いずれも故徼外の盜を取り締まるところで奔警し、符を合致させると、ととのえて伍を組ませる。黔首のうち、老齡や年少、および癰病であるため、奔警させることができない者は、牒書を作成してその理由を書き、符を與えてはならない。故徼の縣道はそれぞれ城邑や要害の場所を守らせ、あらかじめまず適切に彼らを分けて持ち場につけ、適宜將吏を配置し、いずれもまず自分が擔當することを理解するようにさせる。奔警の任に就くと、それぞれすみやかに擔當しているところに走り、將吏は適切に彼らを管理する。老齡や年少、癰病で十分な守備ができなければ、あらかじめ卒を留めて手厚くし、守備を増やすのに足るようにしておき、まず自分が擔當することを理解させる。

【注】

- ①奔警律：「警」とは特別な警戒態勢。その際に動員され、警備の任に就く兵士が「奔警」であらう。

南郡備敬（警）。（編年記26-2）

廿六年正月丙申以來、新地爲官未盈六歲節（即）有反盜、若有敬（警）、其吏自佐史以上去繇（徭）使、私謁之它郡縣官、事已行、皆以彼（被）陳（陣）去敵律論之。吏遣許者、與同臯。以反盜敬（警）事故、繇（徭）使不用此令。 ●十八（嶽麓〔伍〕30~32）

此馭吏邊郡人、習知邊塞發犇命警備事[師古曰、犇、古奔字也。有命則奔赴之、言應速也。]、嘗出、適見驛騎持赤白囊、邊郡發犇命書馳來至。（『漢書』丙吉傳）

府告居延・甲渠・卅井・殄北鄯候。方有警備。記到、數循行、教敕吏卒、明燻火、謹候望、有所聞見、亟言。有教。 建武三年六月戊辰起府。（居延漢簡E.P.F22:459）

驚備檄已移。今宜禾都尉復檄言、虜守酒泉破胡隧。檄到、各驚備循行、明教告吏卒、謹迹望驚試□（敦煌漢簡D1248）

上言變事、以爲變事令、以驚事告急、與興律烽燧及科令者、以爲驚事律。（『晉書』刑法志）

- ②粼：嶽麓簡その他に以下の用例があり、「選ぶ」の意。「遴」に同じ。

隸臣欲以人丁粼者二人贖、許之。其老當免老・小高五尺以下及隸妾欲以丁粼者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。女子操二〔民女〕紅及服者、不得贖。邊縣者、復數其縣。（秦律十八種61~62）

●驀馬五尺八寸以上、不勝任、奔摯（繫）不如令、縣司馬貲二甲、令・丞各一甲。先賦驀馬、馬備、乃粼從軍者、到軍課之、馬殿、令・丞二甲、司馬貲二甲、灋（廢）。（秦律雜抄9~10）縣恆以十月粼、牒書署當賣及就食狀、須卒史・屬糞兵、取省以令、令案視。（嶽麓〔肆〕357）

□□粼卒尉卒□（里耶秦簡⑧1262）

伏願遴選代人、使必得良才、足以奉宣王猷、遵成志業、則雖死之日、猶生之年。（『世說新語』言語篇劉孝標注引王隱『晉書』）

- ③五寸符：「符」は割り符。いわゆる竹使符が「長五寸」とされるが、この簡と用途は異なる。

符、信也。漢制以竹、長六寸、分而相合。从竹付聲。（『說文解字』五篇上）

九月、初與郡守爲銅虎符・竹使符。[應劭曰、銅虎符第一至第五、國家當發兵遣使者、至郡合符、符合乃聽受之。竹使符皆以竹箭五枚、長五寸、鐫刻篆書、第一至第五。]（『漢書』文帝紀）

- ④右在：整理小組は「右在【縣官】」とする。右券が官の側に置かれたのは間違いなからうが、脱字が「縣官」の二字であると断ずる論據はない。

式で記録しておくこと。注②に引いた嶽麓〔肆〕357も参照のこと。

以尺牒牒書、當免者人一牒、署當免狀、各上。(嶽麓〔肆〕348)

⑫各令〃：整理小組は、注では「令」の下の符號を抹消符としつつ、釋文では重文符號と判断している。その場合「縣道の各令は、～せしめ」と讀む他ないが、「縣道の各令」という表現は異例。ここでは重文符號を衍字とみて譯出した。

⑬害所：要害の地。

良將勁弩守要害之處、信臣精卒陳利兵而誰何、天下以定。(『史記』秦始皇本紀)

⑭善署之：「善」はきちんと、適切に、の意。140～141簡注⑬参照。「署」は持ち場につけると。

漢王大說、遂聽信策、部署諸將。[師古曰、分部而署置。] (『漢書』高帝紀)

⑮財：裁に通じ、裁量する、はかるの意。斟酌して適宜決定すること。169～170簡注⑥参照。

⑯將吏：引率にあたる官吏。

流者可拯、同食・將吏及津畜夫・吏弗拯、罰金一兩。(二年律令431)

擊破齊軍於歷下、所將卒虜車騎將軍華毋傷及將吏四十六人。(『史記』灌嬰列傳)

⑰令先知所主：「所主」は自分の擔當する仕事。將吏や卒に、自らの職務を十分知らしめることをいうのだろう。

同官而各有主毆(也)、各坐其所主。(效律17)

⑱各亟走所主：整理小組は「各亟走」で句讀し、「所主」を下の「將吏」に續け、「所主將吏」は集められた黔首を主管する吏であるとする。しかし「所主」は前注に示したように解釋すべきであり、ここでは句斷を改めた。「走所主」は擔當する仕事の場所、つまり持ち場に赴くという意味であろう。

⑲遺重卒：「遺」は「留」に同じ。「重」は重ねる、増やすの意。老人や年少者が守備する場所に、より多くの卒を残しておくことを言うのであろう。

秦軍至、必大敗。不如少遺兵。[索隱、按、遺謂留餘也。] (『史記』陳涉世家)

今天或者大警晉也、而又殺林父以重楚勝、其無乃久不競乎。(『春秋左氏傳』宣公十二年)

⑳期足：必ず充足させる。109～110簡注④参照。

【解説】

本条文は、現在のところ唯一の「奔警律」条文である。「警」とは緊急時の特別な警備体制で、その際に前線に急派されるのが「奔警」なのであろう。本條では特に「故徼外からの盜」の迎撃が奔警の任務とされており、舊六國地域での騒亂や、その勢力による秦本土への攻撃に備えて、故徼の縣道一帯に兵士を緊急配備するための体制かと思われる。

条文はまず、奔警に動員される者の選任方法について規定する。該當者には事前に割り符が與えられ、動員の指示が下れば、その割り符を携えて前線に赴いた。戦地に到着すると、割り符によりその身元が確認されたうえで、五人ごとのグループに分けられ、部隊が編成された。こうして動員されたのは壮年の者だけで、老人・年少者・障害者は除外され、割り符が與えられなかった。

「其故徼縣道」以下は、緊急動員体制下にある舊國境地帯での、防衛体制について述べる。兵士にはそれぞれ持ち場があり、彼らを指揮する軍吏も決められ、各自の任務についてよく理解することが求められた。戦闘時には速やかに持ち場につき、指揮官の指示に従った。この後半部分にも「老弱・癯病」が出てくるが、故徼の後方に暮らす老人・年少者はそもそも奔警の任に就かないはずなので、こちらは「盜」が発生した「故徼縣道」に居住する老人・年少者のだろう。彼らも防衛の任に動員されたが、兵力としては期待できないので、駐留する兵士の数が通常よりは増やされた。

邊境での有事に對し特別な體制が設けられることは、漢代にも見られた。注①に挙げた『漢書』丙吉傳や西北漢簡からは、邊境での緊急事態が特別な方法で現地一帯や中央政府に傳達されたことや、「警備」が発せられると特別な警戒體制がとられたことなどが窺える。

《一八一》

有興^①而用之、毋更置。其有死亡者、時補之^②、從興有缺^③、縣補之。有卒^④者、毋置。有不勝任^⑤者、貲尉史・士^⑥ 181(1376)

【譯】

…動員があつてこれを用いたなら、あらためて置かない。死亡した場合は、しかるべき時にこれを補充し、動員に従事して缺員が生じたら、縣がこれを補充する。控えがにいる場合には、置かない。不勝任の者がいる場合は、尉史・士【吏】…を貲し、…。

【注】

①有興：ここでの「興」は軍事動員のことか。

任瀆（廢）官者爲吏、貲二甲。●有興、除守畜夫・段（假）佐居守者、上造以上不從令、貲

二甲。(秦律雜抄1~2)

日者北邊有興[師古曰、日者、往日也。興謂發軍。]、上書助官。(『漢書』卜式傳)

②時補之：次に引いた置吏律に據るなら、この「時」とは十二月~三月を指す。

縣・都官・十二郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有夫(缺)者、爲補之、毋須時。置吏律(秦律十八種157~158)

●置吏律曰、縣・都官・郡免除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有缺者、爲補之、毋須時。郡免除書到中尉、雖後時、尉聽之。補軍吏・令・佐史、必取壹從軍以上者、節(即)有軍毀(也)、遣□能令自占、自占不審及不自占而除及遣者、皆貲二甲、廢。(嶽麓〔肆〕220~222)

③從興有缺：官吏の從軍により缺員が生じることか。「有缺」は注②所引の置吏律も参照のこと。

邦中之繇(徭)及公事官(館)舍、其段(假)公、段(假)而有死亡者、亦令其徒・舍人任其段(假)、如從興戍然。工律(秦律十八種101)

●捕以城邑反及非從興毀(也)、而捕道故塞徼外蠻夷來爲間、賞毋律。(嶽麓〔伍〕170)

④卒：整理小組は「倅」に通じ、「副」の意とする。暫くこれに従うが、文意は明確でない。

⑤不勝任：推薦に應えられないこと、期待された能力に缺けること。207~209簡注⑤参照。

有任人以爲吏、其所任不廉・不勝任以免、亦免任者。(二年律令210)

一坐軟弱不勝任免、終身廢棄無有赦時、其羞辱甚於貪汙坐臧。(『漢書』酷吏傳 尹賞)

⑥貲尉史・士：整理小組が指摘するとおり、「士」字の下に續く字は「吏」と推測される。

●尉卒律曰、…尉令不謹、黔首失令、尉・尉史・士吏主者貲各一甲、丞・令・令史各一盾。(嶽麓〔肆〕132~134)

【解説】

前後にあるべき簡を缺き、内容ははっきりしないが、整理小組は軍吏の補任に関連する条文であるとする。確かに科罰の対象は「尉史・士吏」であるから、軍事活動と関連するものである可能性は十分にあり得よう。また、注②に引用した置吏律と共通する文言も見え、これらを総合するなら、「興」(この場合は軍事動員か)に伴って生じた官吏の缺員を、どのように補充すべきか規定した置吏律の一文である可能性が疑われる。軍事動員により官吏が一時的に他の用務につけられた場合は補充がなかったものの、死亡したりポストが缺けたりした場合には補充できたのであろうか。

《一八二～一八三》

●戍律^①曰、下爵欲代上爵^②、上爵代下爵、及毋（無）爵^③欲代有爵者戍、皆許之。以弱代者^④及不同縣而相代、勿許。 182(1414-1)

【不當相代】^⑤而擅相代、賞二甲。雖當相代而不謁書于吏^⑥、其庸代人^⑦者及取代^⑧者、賞各一甲。 183(1298)

【譯】

戍律。下級の爵位の者が上級の爵位の者に、上級の爵位の者が下級の爵位の者に、および無爵の者が有爵の者に代わって戍卒となろうとする場合、いずれもこれを許す。弱年者が老人に代わる、および違う縣の者が代わるのなら、許さない。代わってはならないのに勝手に代わったら、賞二甲。代わってよくても、書き留めるよう吏に頼まなければ、雇われて人に代わった者および代理を雇った者は、それぞれ賞一甲。

【注】

①戍律：「戍」は國境地帯などを守備すること。184～185簡注①も参照。戍律は、嶽麓簡にはこの條の他、さらに二條文がある。他に秦律雜抄にもこの律名が見える。

戍、守邊也。从人持戈。（『説文解字』十二篇下）

●戍律曰、同居毋並行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、賞二甲。（秦律雜抄39）

②下爵欲代上爵：「上」「下」は相對的な上下。西北漢簡の實例では、ほとんどの場合同じ爵位の者が雇われている。

下爵毆上爵、罰金四兩。（二年律令28）

張掖居延庫卒弘農郡陸渾河陽里大夫成更、年廿四。庸同縣陽里大夫趙勳、年廿九。賈二萬九千。（居延漢簡170・2）

田卒、貝丘莊里大夫成常幸、年廿七。庸同縣厝期里大夫張收、年卅。長七尺（肩水金關簡73EJT29:100）

③毋爵：公卒や士伍など、爵位を持たない者を指す。

④以弱代者：原釋文は「代者」とするが、陳曼曼「讀《嶽麓書院藏秦簡（肆）》札記一則」（簡帛網二〇一八年八月五日）に従い、釋讀を改めた。この場合の「弱」「者」は明確な年齢基準に據るものではなく、相對的な年齢の高下で、年齢の釣り合いが悪い者の雇用を禁止しているのであろう。

大嗇夫・丞及官嗇夫有臯（罪）。居貲贖責（債）欲代者、耆弱相當、許之。（秦律十八種136）

⑤不當相代：整理小組が指摘するとおり、170簡（原簡番號は1297簡）の背面に、この四文字が反印文となって写っている。

⑥不謁書于吏：「謁」は「請」に同じ。「謁書于吏」とは吏に書くことを求める、すなわち戍卒の交代について何らかのかたちで書き留めるよう申請することか。

⑦庸代人：雇われて人に代わること。「庸」については注②に引いた西北漢簡も参照のこと。

庸、使也。（『広雅』釋詁）

卒本諸生、聞延壽賢、無因自達、故代卒[師古曰、代人爲卒也]、延壽遂待用之。（『漢書』韓延壽傳）

⑧取代：代理を雇うこと。

豪彊有論罪、輪掌畜官、使斫莖、責以員程、不得取代。（『漢書』尹翁歸傳）

死不得取代庸、身自逝。[師古曰、言死當自去、不如他徭役得顧庸自代也。]（『漢書』武五子傳 廣陵厲王胥）

【解説】

戍卒の勞役に當たる者が、自分の代理を雇う場合の規定。代理にできるのは同じ縣を本貫とする者に限られ、年齢も釣り合いがとれていることが求められた。この條件に反して代理を立てた場合、あるいは代理を立てたことを書き留めてもらわず、正當な手続きに外れた場合には、雇用者・被雇用者がいずれも處罰の對象となった（正確に言えば、「不當相代而擅代」については處罰の對象となる者が明記されていないが、後文と同じく、雇用者・被雇用者の双方と考えねば筋が通らない）。戍卒が同縣の者を「庸」にしたという記録は、注②に挙げたとおり、西北漢簡にも少なからず見える。

《一八四～一八五》

●戍律曰、戍^①者月更。君子^②守官^③四旬以上爲除戍一更^④。遣戍、同居^⑤毋並行。不從律、貲二甲。戍在署^⑥、父母・妻死、184(1299)

遣歸葬。告縣、縣令拾日^⑦。繇（徭）發、親父母^⑧・泰父母^⑨・妻・子死、遣歸葬。已葬、輒^⑩躡（蹻）^⑪以平其繇（徭）。185(1238)

【譯】

●戌律。戌役につく者は月ごとに交替する。君子で官を代行すること四〇日以上であれば、一回の當番を免除する。戌役に派遣する際には、同居の者を同時に行かせてはならない。律に従わなければ、貲二甲。戌役で持ち場にいるとき、父母・妻が死ねば、葬儀のために歸らせる。縣に通達し、縣では不足する日數分の勞役を完遂させる。徭役に徵發された際に、實の父母・祖父母・妻・子が死ねば、葬儀のために歸らせる。葬儀が終われば、ただちに勞役を繼續させて徭役負擔を均等にする。

【注釋】

①戌：戌役。主として邊境防備の軍役のこと。「徭戌」という熟語もあるが、徭と戌とは區別されていたことが本條から分かる。

戌、守邊也。（『説文解字』十二篇下）

戍告犯令者一人以上、爲除戍故徼一歲者一人。（嶽麓〔肆〕377）

②君子：睡虎地秦簡や嶽麓簡には、一種の身分呼稱とみられる「君子」がみえる。用例からして、官吏豫備軍となる一定の知識階層がそれに該当することは推測できるが、現存の史料では正確な語義は確定できない。

興徒以爲邑中之紅（功）者、令二〔弑古〕（嬖）堵卒歲。未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有罪、令其徒復垣之、勿計爲繇（徭）。（秦律十八種 116～117）

官嗇夫節（即）不存、令君子毋（無）害者若令史守官、毋令官佐・史守。置吏律（秦律十八種 161）

徒卒不上宿、署君子・敦（屯）長・僕射不告、貲各一盾。宿者已上守除、擅下、人貲二甲。（秦律雜抄 34）

戍者城及補城、令姑（嬖）堵一歲、所城有壞者、縣司空・署君子將者、貲各一甲。（秦律雜抄 40～41）

廿二年八月癸卯朔辛亥、胡陽丞唐敢瀆之。四月乙丑、丞矰曰、君子子癸、詣私書矰所、自謂馮將軍毋擇子、與舍人來田南陽。…（嶽麓〔參〕210～211）

置吏律曰、縣除小佐毋（無）秩者、各除其縣中、皆擇除不更以下到士五（伍）史者爲佐、不足、益除君子子・大夫子・小爵及公卒・士五（伍）子年十八歲以上備員、其新黔首勿強、年過六十者勿以爲佐。（嶽麓〔肆〕210～211）

③守官：官を代行すること。典籍史料では、眞官がない場合に臨時にある官職に従事することとされる。ただし里耶秦簡での用例を参照するなら、一時的な不在により生じる職務の代行も「守」と言ったようである。

是時、茂陵守令尹公〔師古曰、守茂陵令、未眞爲之。〕新視事、涉未謁也、聞之大怒。（『漢書』游侠傳 原涉）

卅一年後九月庚辰朔□□、啓陵鄉守敢言之。佐敢爲段令史、以乙巳視事。謁令官假養走。敢言之。(里耶秦簡⑨30)

④除戍一更：輪番による交替勤務の一回分を免除すること。

卒歲、以正月大課之、最、賜田畜夫壺酉(酒)束脯、爲早(阜)者除一更、賜牛長日三旬。(秦律十八種 13~14)

⑤同居：同居する家族。

諸予劫人者錢財、及爲人劫者、同居智(知)弗告吏、皆與劫人者同罪。(二年律令 72~73)

同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、見與同居業者。(『漢書』惠帝紀注)

可(何)謂同居。●戸爲同居、坐隸、隸不坐戸謂毆(也)。(法律答問 22)

可(何)謂室人。可(何)謂同居。同居、獨戸母之謂毆(也)。●室人者、一室、盡當坐罪人之謂毆(也)。(法律答問 201)

⑥署：持ち場。この場合は戍卒が配置された部署のこと。

當戍、已受令而逋不行盈七日、若戍盜去署及亡盈一日到七日、贖耐。(二年律令 398)

屯戍士五桑唐趙歸…日已、以迺十一月戊寅遣之署。(里耶秦簡⑧140)

⑦拾日：「拾」は「給」に通じる。92 簡注④参照。ここでは歸寧により中斷された戍役の、殘餘の日數分を完遂することと考えられる。次條(186)に「遣往拾日于署」とあるのをふまえるなら、再び部署に送られて服役するのであろう。その一方で地元の縣において、戍役にかわる別の労働により不足を補填した可能性も残る。

【諸】給日及諸從事縣官・作縣官及當戍故徼而老病居縣・坐妬入春、篤貧不能自食、皆食縣官而益展其日以當食、如居賞責(債)。(嶽麓〔肆〕 292~293)

有賞贖責(債)拾日而身居、其居縣官者、縣節(即)有繇(徭)戍、其等當得出、令繇(徭)戍、繇(徭)戍已、輒復居。(嶽麓〔肆〕 250~251)

「拾=給」の通假については、現有の用例は「拾日」のみで、「給日」はない(嶽麓〔肆〕 292~293 の字迹は模糊としている)ことから、むしろ「拾」字のまま、「不足補填」の意に解すべきだという意見も出た。

⑧親父母：實の父母。

欲歸爵二級以免親父母爲隸臣妾者一人、及隸臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、許之。(秦律十八種 155~156)

⑨泰父母：二年律令譯注 35~37 簡注③参照。祖父母。

子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。
（二年律令 35）

⑩輒：ここでは「ただちに」の意であろう。

已而臯彭越頭於雒陽下、詔曰、有敢收視者、輒捕之。（『史記』樂布傳）

●行書律曰、傳行書、署急輒行、不輒行、貲二甲。（嶽麓〔肆〕 192）

⑪聶（躡）：「聶」は「躡」に通じ、引き繼ぐ、繼續するの意。ここでは勞役義務の不足日數分を、帳消しにすることなく引き續き行わせること。次に引用した嶽麓〔肆〕 244～247 が示すとおり、一年が終了すると、規定日數に到達しなかったので引き續き就勞すべき（「當躡」）日數、ないしは規定よりも多く働いた餘剩（「有贏」）の日數が翌年に繰り越された。

繇（徭）律曰、歲興繇（徭）徒、人爲三尺券一、書其厚焉。節（即）發繇（徭）、鄉嗇夫必身與典以券行之。田時先行富有賢人、以間時行貧者、皆月券書其行月及所爲日數、而署其都發及縣請（情）。其當行而病及不存、署于券、後有繇（徭）而聶（躡）行之。節（即）券繇（徭）、令典各操其里繇（徭）徒券來與券以畀繇（徭）徒、勿徵贅、勿令費日。其移徙者、輒移其行繇（徭）數徙所。盡歲而更爲券、各取其當聶（躡）及有贏者日數、皆署新券以聶（躡）。（嶽麓〔肆〕 244～247）

睨老各半其爵繇（徭）、口入獨給邑中事。●當繇（徭）戍而病盈卒歲及般（繫）、勿聶（躡）。（二年律令 407）

文吏躡尋、不得轉移。（『漢書』文三王傳）

【解説】

まず、兵役が一ヶ月交替の輪番制を基本としたことが述べられる。官吏は戍役が免除された一方で、その豫備軍たる「君子」には服役の義務があったが、四〇日以上官吏の代理（「守」）を務めた場合には免除された。また遠方への移動を伴う戍役については、同居する家族の中から二名が同時に派遣されることは禁止されていた。同様の規定が睡虎地秦簡にも見え、そこでは科罰對象が明記される。

●戍律曰、同居毋并行、縣嗇夫・尉及士吏行戍不以律、貲二臣。（秦律雜抄 39）

續いて、兵役期間中に親族が死亡した際の忌引きについて。兵役に就いていても、父母・妻が死亡すれば葬儀のために歸郷することが許された。そのことは本籍地の縣に報告され、報告を受けた縣は、葬儀終了後にその者を不足分の兵役に就勞させた。この縣による措置について、本條文には「縣令拾日」としか記されないが、その言うところは次條の「遣往拾日子署」と同じであろう。

本條文では、兵役期間中の忌引きの規定に附記されるかたちで、徭役に徵發されていた

場合についても述べられる。徭役の場合は、父母・妻に加えて、祖父母・子が死亡した時にも歸郷が許された。戌より徭の方が範囲が広いのは、後者は居住地の近邊で服役することが多いためであろうか。また労働補填の方法も兵役と異なり、徭の場合は後日改めて、不足の日数分だけ徭役に従事させたようである。

嶽麓〔伍〕には、官吏の場合も含め、忌引きをめぐる不正への科罰規定が見える。

●令曰、吏及宦者・群官官屬・冗募羣戍卒及黔首繇（徭）使・有縣官事、未得歸、其父母・泰父母不死而謾吏曰死、以求歸者、完以爲城旦。其妻子及同産・親父母之同産不死而謾吏曰死、及父母不病而【謾吏】曰病、以求歸、皆遷（遷）之。 ●令辛（嶽麓〔伍〕 285～287)

さらに、葬儀のために家に居るのは五日間、とする規定もある。

其歸而已二〔竹葬〕（葬）者、令居家五日、亦之有事所。（嶽麓〔伍〕 297)

一方、二年律令では、葬儀終了から官に出頭するまでの日数が規定されている。

父母及妻不幸死者、已葬卅日、子・同産産・大父母・大父母之同産十五日之官。（二年律令 377)

《一八六～一八七》

而舍^①之、缺其更、以書謝^②于將吏^③、其疾病有瘳・已葬・効已^④而遣往拾日^⑤于署、爲書以告將吏所^⑥。 186(1225)

疾病有瘳・已葬・効已而敢弗遣拾日、賞尉・〃史・士吏主者各二甲、丞・令・〃史各一甲。 187(J46)

【譯】

…而舍之…、當番を缺勤する場合は、文書によって將吏に願ひ出る。疾病が治癒したり、葬儀が終わったり、取り調べが終わったりして、持ち場に派遣し、不足する日数分の勞役を完遂させるにあたっては、文書を作成して將吏に報告する。疾病が治癒したり、葬儀が終わったり、取り調べが終わっても派遣して不足日数分の勞役を完遂させなければ、尉・尉史・士吏の擔當者はそれぞれ賞二甲、丞・令・令史はそれぞれ賞一甲とする。

【注】

①而舍之：前段を缺き、この三文字は解釋できない。

②謝：願ひ出る。

有廡養卒、謝其舍中曰、（集解、以辭相告曰謝也。）（『史記』張耳陳餘列傳）

③將吏：引率にあたる官吏。177～180 簡注⑩参照。

④効已：整理小組は、取り調べが完了したこととする。「効」は15簡では「告發」と譯したものの、告發が終わっただけの段階で徭役労働に復歸するとは考えにくく、本條文では「告發」という解釋は、確かに当たらない。一方、本條文と類似する二年律令407に目を移すと、そこでは徭役・戍役から外される理由が「繫」とされている。史料には「繫効」「効繫」の語が見え、効に始まる治獄手続きの中で身柄が拘束されていることをいう。ここでは「効」一字で「効繫」のことを言っているものと考えた。

皖老各半其爵、□入獨給邑中事。●當繇(徭)戍而病盈卒歲及繫(繫)、勿聶(蹶)。(二年律令407)

□籍□不相(?)復者、繫(繫)効論之。(二年律令334)

侵奪諸侯之地、使吏効繫訊治。(『史記』吳王濞列傳)

曲陽長陳宮有効。陰平尉毛雲有効。●右二人有効。(尹湾漢簡 YM6D5A)

⑤拾日：不足日數分の労働を完遂すること。184～185 簡注⑦参照

⑥告將吏所：整理小組は「所」の下に「將」字が書き落とされているとし、「告將吏。所【將】」釋讀したうえで、これを187簡に續ける。だが、例えば二年律令143では、「所將吏徒」のように「所將」の對象が具體的に記され、「所將」二字のみでは名詞節を構成しない。「將」の脱字を想定するのは論據に缺け、186簡と187簡が直ちにはつながらない可能性もある。但し、186簡末尾を「將吏。所…」と次簡につなげて讀むのではなく、「將吏所。」で切れると見れば、兩簡の不連續を想定しなくてもよい。こうした語法の例は嶽麓簡や里耶秦簡にも見える。

留畏奕弗敢就、奪其將爵一絡(級)、免之、毋爵者戍邊二歲、而罰其所將吏徒以卒戍邊各一歲。興吏徒追盜賊、已受令而逋、以畏奕論之。(二年律令143)

縣官上計執灋、執灋上計最皇帝所。(嶽麓〔肆〕346)

今寫校券一牒上、謁言之卒史衰義所。(里耶秦簡⑧135)

【解説】

先行する簡を缺き、本條文が「戍律」であるか否かは不明である。とはいえ「更」や「署」が現れることは、前條との關連を確かに推測させる。

「其疾病有癒…」より前の文意は缺簡により判然としない。ただし後文と對比させるなら、病臥したり、近親が死去したりしたことにより、輪番勤務を缺く(「缺其更」)場合の手続きを規定しているのであろう。病が癒えるなどし、勤務が可能になったなら、ふたたび持ち場に派遣され、兵役期間を充足させられることになる。再派遣や、そのことを戍衛

地の官吏に連絡する手続きは本籍地の尉・尉史・士吏が擔當し、彼らがそれを怠った場合の科罰規定が 187 簡である。ここでは暫く、187 簡が 186 簡に接續するものとして譯出したが、両者が繋がらない可能性も残る。

《一八八～一九一》

●戌律曰、城塞^①・陞鄣^②多^二 [阜夬] (決) 壞不脩、徒隸少不足治、以間時^③歲一興^④夫[〃]以下至弟子^⑤・復子^⑥無復不復、各旬 188(1267)

以繕之。盡旬不足以索(索)^⑦繕之、言不足用積徒數^⑧屬所尉、毋敢令公士・公卒・士五(伍)爲它事、必與繕城塞。 189(1273)

歲上春城旦・居貲續(贖)^⑨・隸臣妾繕治城塞數・用徒數、及黔首所繕・用徒數^⑩于屬所尉、與計偕^⑪。其力足 190(1248)

以爲而弗爲及力不足而弗言者、貲縣丞・令・〃史・尉・〃史・士吏各二甲。離城鄉畜夫^⑫坐城不治、如城尉^⑬。 191(1249)

【譯】

戌律。城壁や防壁とその階段や堡壘が多く壊れて修繕されておらず、徒隸の人数が少なくて修繕に足りなければ、農閑期に年一回、大夫以下、弟子および復子まで、徭役免除対象者か否かを問わず動員し、それぞれ十日間修繕に當てる。満十日になっても修繕が終わらなければ、不足分の徒の延べ人数を所屬の尉に報告し、公士・公卒・士伍は他の労働に従事させてはならず、必ず城塞の修繕に参加させる。毎年、春城旦・居貲贖・隸臣妾が修繕した城塞の數とその使役した人数、および黔首が修繕した城塞の數と使役人数を、所屬の尉に上計とともに報告する。労働力が工事に十分足りているのに工事を行わなかった場合、および労働力が足りないのにそれを報告しなかった場合には、縣丞・令・令史・尉・尉史・士吏はそれぞれ貲二甲。縣治以外の城邑の郷畜夫も、城壁を修繕しない罪に問うこと、城尉と同様とする。

【注釋】

①城塞：ここでの「城」は都邑を圍む城壁、「塞」は主に邊境に設けられた防壁であろう。九月、長安城成。(『漢書』惠帝紀)

起塞以來百有餘年、非皆以土垣也、或因山巖石、木柴僵落、谿谷水門、稍稍平之、卒徒築治、功費久遠、不可勝計。(『漢書』匈奴傳)

亡書、^二 [竹侍] (符) 券、入門^二 [行率] (衛) 木久、塞(塞)門、城門之籥(鑰)、罰金各二兩。(二年律令 52)

- ②陞鄣：陞は階段、鄣は防壁に沿って配置されたとりで。
 城上五十歩一道陞、高二尺五寸、長十歩。（『墨子』備城門）
 復曰、居一障間。[正義、障謂塞上要險之處別築城、置吏士守之、以扞寇盜也。]（『史記』
 酷吏列傳）
- ③間時：農閑期のこと。「田時」に對して言う。
 試射者、皆必以春秋間時毆（也）。…(嶽麓〔肆〕368)
 田時毆、不欲興黔首。（里耶秦簡⑩5）
- ④興：人力や物資を動員すること。147～150 簡注②参照
- ⑤弟子：門生のことか。147～150 簡注⑥および 156～159 簡注③参照
- ⑥復子：親が老年となり、その世話のために徭役を免除された者。147～150 簡注⑦および
 156～159 簡注④参照
- ⑦索：整理小組は盡、空の意とし、睡虎地秦簡の用例を挙げる。これに従う。
 皆輒出、餘之索而更爲發戸。（秦律十八種 22）
 悉索敝賦 [杜注：索、盡也]、以討于蔡。（『春秋左氏傳』襄公八年）
- ⑧用積徒數：156～159 簡注⑥参照。使役する徒の延べ人數。
- ⑨居貲贖：23 簡注⑤参照。貲・贖の代償として勞役につくこと。
- ⑩黔首所繕・用徒數：整理小組は「黔首所繕用徒數」として句讀點を入れない。この部分
 の「所繕」は前文の「繕治城塞數」に對應するものであるから、「黔首所繕・用徒數」
 とすべきであろう。
- ⑪與計偕：毎年の上計とともに報告する。
 縣上食者籍及它費大（太）倉、與計偕。都官以計時讎食者籍。（秦律十八種 37）
- ⑫離城鄉嗇夫：整理小組は「離城」を「縣治ないしは郡治から離れた城塞」とし、そこに
 勤務する郷嗇夫が「離城嗇夫」であるとす。だが「離」は「都」と對になるものとして
 現れるので、ここでは「都郷＝縣治が置かれた邑」以外の集落が「離郷」であり、
 その周壁が「離城」であると解釋した。

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人。(秦律十八種 72)

及都倉・庫・田・亭畜夫坐其離官屬於鄉者、如令・丞。(效律 52~53)

- ⑬城尉：整理小組は『史記』李將軍列傳を引き、城尉とはすなわち縣尉であるとする。これに従うなら、前にある「離城郷畜夫」との對比で、敢えて前文の「縣丞…尉」の尉が「城尉」と言い換えられていると解釋できる。一方で、漢代の城尉は都尉府や邊塞の縣に置かれたもので、すべての縣に置かれたわけではない。【解説】で述べるとおり、本條文は邊縣における城壁・防壁の維持管理についての、特別な規定であった可能性もある。

還至霸陵亭、霸陵尉醉、呵止広。(『史記』李將軍列傳)

縣有塞・城尉者、秩各減其郡尉百石。(二年律令 469)

邊縣有障塞尉。(『續漢書』百官志)

【解説】

城壁や防壁、およびその附屬施設の修築に關する規定。この作業には原則として刑徒が動員されたが、勞力が足りないならば、一〇日間に限って大夫以下の一般民を徵用できた。それでも不足する場合は、郡尉に申告したうえで、他の用務に就いている公士～士伍の一般民を城塞修理に振り替えることが許された。動員した刑徒・一般人の總數と勞役内容は毎年郡尉に報告され、行うべき作業や申告を怠っていた場合は、縣丞以下の官吏が處罰された。

睡虎地秦簡にも城壁の補修に關する規定が見える。

戍者城及補城、令姑(嫗)堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將者、賞各一甲、縣司空佐主將者、賞一盾。令戍者勉補繕城、署勿令爲它事、已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事、使者賞二甲。(秦律雜抄 40~42)

ここでは兵士(「戍者」)が作業に就き、縣司空がそれを指揮し、縣尉が監督に当たっている。軍事的に重要な城壁・防壁の維持管理には、刑徒にせよ兵士にせよ、經常的に動員できる勞力が投入され、不足する場合にのみ一般民の徭役が用いられたのであろう。

なお本條文に見える「城尉」は、次の二年律令に據るなら、すべての縣に置かれるものではなかったようである。

縣有塞・城尉者、秩各減其郡尉百石。(二年律令 469)

邊境をはじめとした軍事上の重要地點にのみ塞尉・城尉は置かれたのであろう。従って本條文も、あらゆる縣の「城・塞」修築について述べたものではなく、邊縣における城壁・防壁の維持管理についての規定ではないかという意見も出た。

《一九二～一九三》

●行書律①曰、傳行②書、署急③輒行、不輒行、貲二甲。不急者、日贖(畢)④。留三日、貲一盾。四日【以】⑤上、貲一甲。二千石官⑥書 192(1250)
不急者、毋以郵行⑦。193(1368)

【譯】

行書律。文書を遞送する際、「急」と記してあればただちに送る。ただちに送らなければ、貲二甲。「急」ではない場合も、その日のうちに完了させる。三日間留置すれば、貲一盾。四日以上であれば、貲一甲。二千石官の文書で「急」ではないものは、郵を用いて送ってはならない。

【注釋】

①行書律：「行書律」は睡虎地秦簡や二年律令にも現れる。また嶽麓〔伍〕には郵人による遞送に関する規定が、「卒令」として見える。

■行書律（二年律令 277）

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲簿（簿）、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留狀、與對皆（偕）上。不從令、貲一甲。 ●卒令乙五（嶽麓〔伍〕 100～101）

●恆署書皆以郵行。 ●卒令丙二（嶽麓〔伍〕 108）

●令曰、郵人行書、留半日、貲一盾。一日、貲一甲。二日、貲二甲。三日、贖耐。過三日以上、耐。 ●卒令丙五十（嶽麓〔伍〕 133）

郵人行書、一日一夜行二百里。行不中程半日、笞五十。過半日至盈一日、笞百。過一日、罰金二兩。（二年律令 273）

②傳行：「傳」は遞送すること。「行」は「受」と對になり文書を送り出すこと。なお本條文と類似する睡虎地秦簡では単に「行」とされる。

行命書及書署急者、輒行之、不急者、日贖（畢）、勿敢留。留者以律論之。 行書（秦律十八種 183）

□律曰、傳書受及行之、必書其起及到日月夙莫（暮）、以相報。（嶽麓〔肆〕 223）

書不當以郵行者、爲送告縣道、以次傳行之。（二年律令 274）

③署急：里耶秦簡中の宛名簡に、實際に「急」と書かれているものがある。

☑遷陵以郵利足行、洞庭、急（里耶秦簡⑧90）

遷陵以郵行

急急、洞庭（里耶秦簡⑨1459）

④日齋（畢）：その日のうちに終える。「齋（畢）」は仕事をやり盡くすこと。

都官輸大内、【大】内受買（賣）之、盡七月而齋（畢）。（秦律十八種 86～87）

⑤以：整理小組は「以」が書き落とされているとする。これに従う。

⑥二千石官：

●御史大夫・廷尉・内史・典客・中尉・車騎尉・大（太）僕・長信詹事・少府令・備塞都尉・郡守・尉・二〔行率〕〈衛〉將軍・二〔行率〕〈衛〉尉・漢中大夫令・漢郎中・奉常、秩各二千石。（二年律令 440～441）

⑦不急者毋以郵行：二年律令によると、制書や急書など緊要のものは郵による傳送が行われ、逆に不急のものを郵で送れば罰せられた。後出 197 簡も参照。注③に引いた里耶秦簡からも、急行便には郵が使われたことが確かめられる。

令郵人行制書・急書、復勿令爲它事。（二年律令 265～266）

書不急、擅以郵行、罰金二兩。（二年律令 272）

●行書律曰、縣請制、唯故徼外盜、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。（嶽麓〔肆〕 197）

【解説】

郵を用いて急ぎ遞送すべき文書と、それ以外の文書について、遞送が滞った場合の處罰を規定する。速達便は受領後ただちに運ばねばならなかったが、そうでない文書は一日のうちに處理をすませればよかった。とはいえ、通常便も一日を超えて留置したなら處罰の對象となり、三日までなら貲一盾、四日を超えると貲一甲とされた。

併せて、二千石官の文書でも「不急」の場合は、郵を用いてはならないことが述べられる。注②に引いた秦律十八種 183 や、注⑦の二年律令 265～266 に見えるとおり、皇帝（秦王）の命令書（「命書」「制書」）と速達便（「急」）のみが郵により遞送され、それ以外は二千石官の文書であっても郵は用いられなかったことになる。

《一九四～一九五》

●行書律曰、有令女子・小童^①行制書^②者、貲二甲。能捕犯令者^③、爲除半歲繇（徭）^④。其不當繇（徭）者^⑤、得以除它

人繇（徭）^⑥。 194（1384）

【譯】

行書律。女子や小童に制書を移送させることがあった場合、貲二甲。令に違反した者を捕らえることができたなら、半年分の徭役を免除する。徭役を負担するに当たらない場合は、他の人の徭役を免除することができる。

【注】

①小童：「童」のうちの小さい者。「童」は二年律令 474 に「史・卜・祝學童學三歲」と見え、史・卜・祝になるための勉強をしている者を「學童」と呼んでいる。その直前に「史・卜子年十七歲學」とあるように、この「學童」は史・卜（おそらく祝も）という特殊技能を持つ者の子である。また、嶽麓〔肆〕147～150 には「擅傳（使）人屬弟子・人復復子・小敖童・奴」とあって、何らかの特別な身分・立場を示すと思しき「人屬弟子」「人復復子」と「小敖童」が並列されている。さらに、嶽麓〔肆〕156～159 の「敖童年十五歲以上」に對應する部分が二年律令 411～415 では「公大夫以下子未傳年十五以上者」に作られている。これらのことから、「童」は未成年一般を指すのではなく、史・卜・祝といった特定の職能や、公大夫以下といった特定の身分を持つ者の子を限定的に指すようである。

出土法制史料には「小童」と「敖童」が見え、『毛詩』衛風・碩人の毛傳に「敖敖、長貌」とあることからすれば「敖」は「長」の意味で、「敖」「小」は大小の區分を示すと思われるが、その基準が年齢なのか身長なのかは明確ではない。ただし、嶽麓簡の用例では、「小」には十四歳未満が含まれ（嶽麓〔肆〕24～28）、「敖童」には十五歳以上が含まれる（嶽麓〔肆〕156～159）ことからすると、「小童」と「敖童」は十四、五歳を境としてそれより年少を「小童」、年長を「敖童」と呼んだとも考えられる。なお、居延漢簡に見える年齢區分では十四歳以下を「小」、十五歳以上を「大」とする。78+65 簡の注③も参照のこと。

史・卜子年十七歲學。史・卜・祝學童學三歲、學_二〔人耳〕將詣大（太）史、大（太）卜、大（太）祝、郡史學童詣其守、皆會八月朔日試之。（二年律令 474）

繇（徭）律曰、興繇（徭）及車牛及興繇（徭）而不當者及擅傳（使）人屬弟子・人復復子・小敖童・弩（奴）、鄉嗇夫・吏主者、貲各二甲、尉・尉史・士吏・丞・令・令史見及或告而弗効、與同臯。（嶽麓〔肆〕147～150）

●繇（徭）律曰、…（中略）…節（即）載粟乃發敖童年十五歲以上、史子未傳先覺（學）覺（學）室、令與粟事。敖童當行粟而寡子・獨與老父老母居、老如免老、若獨與_二〔广夆〕（癯）病母居者、皆勿行。（嶽麓〔肆〕156～159）

免老、小未傳者、女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。節（即）載粟、乃發公大夫以下子未傳年十五以上者。（二年律令 411～415）

■亡不仁邑里・官、毋以智（知）何人毆（也）、中縣道官詣咸陽、郡〔縣〕道詣其郡都縣、皆毆（繫）城旦舂、_二〔木專〕作倉苦（窖）、令舂勿出、將司之如城旦舂。其小年未盈十四歲者_二〔木專〕作、事之如隸臣妾然。（嶽麓〔肆〕24～28）

妻饒得長壽里大女臧服君年卅五 牛車一兩 正月戊寅出
府守屬臧護 子小男憲年十四口 用牛二 二月癸卯入（肩水金關簡
73EJT37:1150）

第四隧卒伍尊 妻大女 足年十五 見署用穀二石九升少（居延漢簡 55・20）

②制書：皇帝の下す文書の一つ。典籍史料では制度に關する命令と説明される。二年律令では、
郵が移送することになっていた。また嶽麓簡には、制書の移送に際して帳簿を作成し、授
受の日時や官署での留め置き日数を記載し、報告することを義務づけた規程が見える。

惠帝崩、太子立爲皇帝、年幼、太后臨朝稱制、大赦天下。〔師古曰、天子之言、一曰制書、二
曰詔書。制書者、謂爲制度之命也、非皇后所得稱。今呂太后臨朝行天子事、斷決萬機、故稱
制詔。〕（『漢書』高后紀）

制書、帝者制度之命也、其文曰制詔三公。（蔡邕『獨斷』下）

臣等昧死上尊號、王爲泰皇。命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕。（『史記』秦始皇本紀）

●定陰忠言、律曰、顯大夫有臯當廢以上勿擅斷、必請之。今南郡司馬慶故爲冤句令、詐（詐）
課、當廢官、令以故秩爲新地吏四歲而勿廢、請論慶。制書曰、諸當廢而爲新地吏勿廢者、即
非廢。已後此等勿言。 ●廿六 （嶽麓〔伍〕53～55）

一郵十二室。長安廣郵廿四室、敬（警）事郵十八室。有物故・去、輒代者有其田宅。有息、
戶勿減。令郵人行制書、急書、復勿令爲它事。（二年律令 265～267）

●令曰、制書下及受制有問議者、皆爲簿（簿）、署初到初受所及上年日月・官別留日數・傳留
狀、與對皆（偕）上。不從令、費一甲。 ●卒令乙五 （嶽麓〔伍〕100～101）

③能捕犯令者：令に違反した者を捕らえることができる。ここでは行書律の違反を「犯令」と
呼んでいる。この點については、93～94 簡注⑦参照。なお、嶽麓簡には令の違反者を捕ら
えた場合に褒賞が與えられる例が他にも確認できる。

●新地吏及其舍人敢受新黔首錢財酒肉它物、及有賣買段（假）賃資於新黔首而故貴賦（賤）
其賈（價）、皆坐其所受及故爲貴賦（賤）之臧（贓）・段（假）賃費・資息、與盜同灋。其賈
買新黔首奴婢畜産及它物盈三月以上而弗予錢者坐所賈賈（買）錢數、亦與盜同灋。學書吏所
年未盈十五歲者不爲舍人。有能捕犯令者城旦臯一人、購金四兩。捕耐臯一人、購金一兩。新
黔首已遺予之而能捕若告之、勿臯、有（又）以令購之。故黔首見犯此令者、及雖弗見或告之
而弗捕告者、以縱臯人論之。 ●廿一 （嶽麓〔伍〕39～44）

④除半歲徭：半年分の徭役を免除する。二年律令 407 には「皖老各半其爵徭員」とあり、爵位
に應じた徭役從事日数の基準（「員」）のあったことが推測される。これを踏まえると、こ
の「除半歲徭」は、具體的には、爵位などによって決まっている一年間の徭役從事基準日
数の半分を免除することを意味していると考えられる。

睨老各半其爵繇（徭）員、入獨給邑中事。●當繇（徭）戍而病盈卒歲及毳（繫）、勿聶（攝）。
（二年律令 407）

⑤不當繇：徭役を負担するに当たらない。次の嶽麓簡では免老・赦童未傅者が、二年律令では免老・小未傅者・女子・諸有除者がそれぞれ縣・縣道における徭役の徵發對象外とされている。

●繇（徭）律曰、發繇（徭）、興有爵以下到人弟子・復子、必先請屬所執灋、郡各請其守、皆言所爲及用積徒數、勿敢擅興、及毋敢擅傳（使）赦童・私屬・奴及不從車牛、凡免老及赦童未傅者、縣勿敢傳（使）、節（即）載粟乃發赦童年十五歲以上、史子未傅先覺（學）覺（學）室、令與粟事、赦童當行粟而寡子・獨與老父老母居、老如免老、若獨與二〔广牟〕（癡）病母居者、皆勿行。（嶽麓〔肆〕 156～159）

發傳送、縣官車牛不足、令大夫以下有訾（貲）者、以訾（貲）共出車牛及益、令其母訾（貲）者與共出牛食・約載具。吏及宦皇帝者不與給傳送事。委輸・傳送重車重負日行五十里、空車七十里、徒行八十里。免老・小未傅者・女子及諸有除者、縣道勿敢繇（徭）使。（二年律令 411～415）

⑥除它人徭：他の人の徭役を免除する。秦代では、犯罪者を捕らえた場合、本條のようにその褒賞として本人および他人の徭役を免除できた他に、本人および他人の刑罰を免除できる場合もあった。漢代では、褒賞による徭役免除の明確な例は確認できない。

●令曰、諸從者有賣買而給（詒）人、與盜同灋、有（又）駕（加）其臯一等、耐臯以下有（又）遷（遷）之、從而奸、皆以強與人奸律論之。耐女子爲隸妾。有能捕若誦告一人、爲除賞戍若罰戍四歲以下一人、欲以除它人、許之。其舍人・同食、見其給（詒）人（嶽麓〔伍〕 291～292）

【解説】

女子や「小童」に制書の遞送に当たらせるのを禁じた規定。前條の解説でも述べたとおり、制書は郵人により至急移送されるべきものであり、故にそれを女子や小童に委ねることは禁止されていたのであろう。

《一九六》

●行書律曰、毋敢令年未盈十四歲^①者行縣官^②恆書^③。不從令者、貲一甲。 196 (1377)

【譯】

行書律。十四歳未満の者に官府の恆書をみだりに移送させてはならない。令に従わなかった

場合は、賞一甲。

【注】

①未盈十四歲：十四歲未滿は法律上の扱いが十四歲以上とは異なっていた。

■亡不仁邑里・官、毋以智（知）何人毆（也）、中縣道官詣咸陽、郡【縣】道詣其郡都縣、皆
般（繫）城旦舂、**二** [木專] 作倉苦（窖）、令舂勿出、將司之如城旦舂。其小年未盈十四歲者、
二 [木專] 作、事之如隸臣妾然。（嶽麓〔肆〕 24～26）

道徼中蠻夷來誘者、黥爲城旦舂。其從誘者、年自十四歲以上耐爲隸臣妾、奴婢黥**二** [産頁]
（顔）頰、畀其主。（嶽麓〔肆〕 102）

②縣官：官府。106～108 簡注⑥參照。

③恆書：秦代官文書の一種、恆署書のこと。嶽麓簡には郵で移送する規定が見え、里耶秦簡に
は郵による恆書の傳送記録も確認できる。

●恆署書皆以郵行。 ●卒令丙**二**（嶽麓〔伍〕 108）

恆書三封 □署……遷陵、以郵行 □

卅三年十月丙子夜水下三刻、□封□、以洞庭候丞印更封□□（正）

十月庚寅旦、過充都郵。十一月辛卯旦食時、過南陽鄉□

十一月丙申日入、過盈夷鄉 □（背）（里耶秦簡⑨2345）

遷（遷）子 爰書。某里士五（伍）甲告曰、謁**二** [沃金] 親子同里士五（伍）丙足、遷（遷）
蜀邊縣、令終身毋得去遷（遷）所、敢告。…（中略）…今**二** [沃金] 丙足、令吏徒將傳及恆
書一封詣、令史可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書大（太）守處、以律食。灋（廢）
丘已傳、爲報、敢告主。（封診式 46～49）

【解説】

「恆書」を年少者に遞送させることを禁じた規定。重要な文書は年少者に委ねないという原則が前條にも見え、このことから、「恆書」もまた特別な文書であったことがうかがえる。ただし「恆書（恆署書）」については、睡虎地秦簡（封診式 46～49）に見える他、里耶秦簡にもより多くの事例が現れつつあるものの、その詳細はなおも不明とせざるを得ない。

《一九七》

●行書律曰、縣請制^①、唯^②故徼外盜^③、以郵行之、其它毋敢擅令郵行書。 197 (1417)

【譯】

行書律。縣が制を請うときには、ただ故徼外の反盜に關することのみ、郵によって文書を送し、その他は勝手に郵に文書を送らせてはならない。

【注】

①縣請制：縣が皇帝の制を求める。194～195 簡注②参照。たとえば二年律令津關令にみえる詔勅は、下級機關の「請」に對して皇帝の「制」が下される形式をとっている。

●東郡守言、東郡多食、食賤、徒隸老・二[广牟]（癩）病、毋（無）賴、縣官當就食者、請止、勿遣就食。它有等比。●制曰、可。（嶽麓〔肆〕360）

●制曰、吏上請・對・奏者、皆傳牒牘數。節（即）不具而卻、復上者、令其牒牘毋與前同數。以爲恆。●廷卒乙（嶽麓〔伍〕185）

縣道官有請而當爲律令者、各請屬所二千石官、二千石官上相國、御史、相國、御史案致、當請、請之。毋得徑請者。徑請者、罰金四兩。（二年律令 219～220）

②唯～、其它～：ただ～だけ～で、その他は～。

府中公金錢私賞用之、與盜同灋（法）。●可（何）謂府中。●唯縣少內爲府中、其它不爲。（法律答問 32）

③故徼外盜：故の六國の地において、秦に服屬しない勢力。177～180 簡注⑦参照。

【解説】

皇帝からの指示「制」を求めて縣から提出される上行文書は、基本的に郵では遞送されない。ただし緊急を要する案件に限り、郵で送ることが認められていた。

【附記】

・本研究班の班員は以下の通り（二〇一八～二〇一九年度）。そのうち本譯注稿冒頭に列挙したのは、今回の譯注稿の原稿作成者である。

郭聰敏（立命館大學・博士課程）・魏永康（人文研・外國人共同研究者／中國・東北師範大學・講師）・古勝隆一（人文研・准教授）・佐藤達郎（關西學院大學・教授）・斎藤賢（京都大學・博士課程）・章瀟逸（京都大學・博士課程）・秦樺林（人文研・外國人共同研究者／浙江大學・講師）・角谷常子（奈良大學・教授）・鷹取祐司（立命館大學・教授）・陳捷（人文研・非常勤研究員）・土口史記（岡山大學・准教授）・畑野吉則（人文研・學術振興會特別研究員）・藤井律之（人文研・助教）・宮宅潔（人文研・教授）目黒杏子（人文研・非常勤研究員）・安永知晃（關西學院大學・博士課程）・楊振紅（人文研・招へい研究員／中國・南開大學・教授）・李磊（人文研・招へい外國人學者／中國・華

東師範大學・副教授)。

ゲストとして短期間参加した者は以下のとおり。

金秉駿 (ソウル大學、二〇一八年十一月)・陳偉 (武漢大學、二〇一八年十一月～十二月)・鄭伊凡 (カリフォルニア大學バークレー校、二〇一九年六月～七月)・野口優 (中山大學、二〇一九年二月)・宗周太郎 (武漢大學、二〇一九年七月)